

令和4年1月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

令和4年 1月14日 開会

令和4年 1月14日 閉会

宮古地区広域行政組合

令和 4 年 1 月 宮古地区広域行政組合議員全員協議会

令和 4 年 1 月 1 4 日（金曜日）

午後 1 時 0 0 分開議

議事日程

1 報告事項

(1) 議会運営委員会審議結果の報告について

2 説明事項

(1) 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分について

(2) 令和 3 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

(3) いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについて

3 その他

出席議員（13名）

1番	三田地	久志君	2番	木村	誠君
3番	畠山	和英君	4番	阿部	吉衛君
5番	伊藤	清君	6番	高橋	秀正君
7番	千葉	泰彦君	8番	畠山	拓雄君
9番	落合	久三君	10番	豊間根	信君
11番	黒沢	一成君	12番	中村	勝明君
13番	藤原	光昭君			

欠席議員（0名）

説明のための出席者

事務局 長	松下 寛君
総務課 長	松橋 かおる君
施設課 長	田中 晋君
施設課 主幹	坂本 好治君
消防 長	小林 達広君
消防次長兼総務課長	中村 光宏君
消防次長兼消防課長	畠山 毅君
指令課 長	石田 康典君

議会事務局出席者

書 記	関口 憲史
書 記	八重樫 健太朗

◎開 会

- 議長（藤原光昭君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

- 議長（藤原光昭君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

落合議会運営委員長。

- 議会運営委員長（落合久三君） それでは、議会運営委員会での審議結果をご報告いたします。

初めに、議長が開会宣言を行います。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は3番、畠山和英議員、4番、阿部吉衛議員にお願いいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は1月14日の1日間ということで、本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3で、報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを議題といたします。

日程第4で、議案第1号 令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

日程第5で、議案第2号 いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

- 議長（藤原光昭君） これについて何かよろしいでしょうか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について

- 議長（藤原光昭君） それでは次に、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について事務局の説明を求めます。

松橋総務課長。

- 総務課長（松橋かおる君） それでは、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてご説明いたしますので、資料ナンバー1の1ページをご覧ください。

1の協議内容についてでございますが、令和4年3月31日をもって陸前高田市及び大

船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更について協議があったもので、岩手県市町村総合事務組合規約第2条関係の別表第1、別表第2から、陸前高田市及び大船渡市営林組合を除くものでございます。

構成市町村におかれましては既に議決されていると思われませんが、組合では岩手県市町村総合事務組合規約第2条の組合を組織する地方公共団体の変更については、地方自治法第180条第1項に基づく管理者の専決処分事項に指定されておりますことから、令和3年11月2日に管理者の専決処分を行っておりましたので、今議会に報告しようとするものでございます。

2ページには、岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約、3ページには、新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて何か質問ございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、ないようですので、次に進めさせていただきます。

◎令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（藤原光昭君） 次に、令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について事務局の説明を求めます。

松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） 補正第2号についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

資料ナンバー2の1ページ、2ページをお開き願います。

この表は、補正予算（第2号）の総括表で、歳出の款別に区分し、補正額及び財源内訳を掲載しているものでございます。

補正の概要をご説明いたしますので、3ページ、4ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳出は職員採用、退職及び人事異動に伴う職員給与等の支給見込みにより、各費目に計上しております人件費を減額するもので、歳入は、それに伴う市町村負担金の減額となっております。下段の一番下の歳出の合計欄に記載してありますように、補正予算の総額は1,918万8,000円を減額するもので、補正後の歳入歳出予算の総額を30億4,215万4,000円とするものでございます。

人件費の補正内容につきましては、給与費明細書でご説明いたしますので、7ページ、8ページをお開き願います。

1の一般職の（1）総括の下の表の下の段、比較の欄をご覧願います。給与費の給料が311万2,000円の減額、職員手当が657万3,000円の減額、合計で968万5,000円の減額となっております。共済費は950万3,000円の減額で、給与費との合計額は1,918万8,000円の減額となっております。職員手当の内訳につきましては、期末手当144万3,000円の減、勤勉手当513万円の減でございます。今回の補正は、冒頭に申し上げましたとおり職員

の異動等に伴う人件費の補正のみとなっております。

次に、歳入をご説明いたしますので、3ページ、4ページにお戻り願います。

上段にあります歳入の概要をご覧ください。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金の補正額は1,918万8,000円の減額で、歳出の減額に伴い、市町村負担金を減額するものでございます。

市町村負担金の補正の内容につきましては、5ページ、6ページで説明いたしますので、5ページ、6ページをお開き願います。

市町村負担金総括表の右側の合計欄をご覧ください。宮古市の負担金は1,209万6,000円を減額し17億4,888万9,000円、山田町の負担金は324万9,000円を減額し5億573万円、岩泉町の負担金は270万5,000円を減額し4億2,388万3,000円、田野畑村の負担金は113万8,000円を減額し1億7,490万4,000円となっております。

次に、9ページをお開き願います。

債務負担の計上についてご説明いたします。1、債務負担行為を求める理由ですが、ごみ焼却施設運転管理業務委託及び最終処分場運転管理業務委託につきましては、宮古地区広域行政組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例により長期契約が認められておりますことから、3年間の契約を行っているものでございます。現在の契約が今年度で期間満了となることから、令和4年度から新たに3年間の業務委託を行うこととなります。これまで3月定例会で新年度予算の議決をいただいた後に4月1日付の契約に向けて業務委託の入札に係る事務を行ってございましたけれども、最近では3月定例会の日程が3月下旬になることが多く、大規模な入札に係る事務を行うには十分な期間を確保できない状況にあると思われることから、令和3年度中に委託業者の選定等に十分な期間を確保するため、債務負担行為を計上しようとするものでございます。

2、支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書ですが、表の1つ目、ごみ焼却施設運転管理業務委託につきましては限度額を1億1,680万円、当該年度以降の支出予定額を令和4年度に1億1,680万円とし、財源を全額一般財源とするものでございます。

2つ目、最終処分場運転管理業務委託につきましては限度額を6,990万円、当該年度以降の支出予定額を令和4年度に6,990万円、財源を全額一般財源とするものでございます。

以上が補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて何かございますか。よろしいですか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 今説明あった資料の7ページ、8ページ、ここに給与費明細書があるのですが、今回の補正は職員の異動に関わってという説明でしたが、この1、一般職（1）総括表の中に、職員数は補正後も補正前も同じ人数が書いてあるのですが、端的に言えば、どこの部署の職員がどこに、どういうふうに、いつから異動になるのかはこれを見ただけではちょっと分からないので、そのことだけ教えてください。

○議長（藤原光昭君） 松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） お答えいたします。

例えばですが、宮古市からの派遣職員だとか町村からの派遣職員の異動に伴って給与表が変わる、職員が異動になれば、それによって増減が出るものです。

○議長（藤原光昭君） いいですか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 要するに、各市町村からの派遣職員が戻るということに伴ってということですか。

○議長（藤原光昭君） 松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 予算編成の関係で、現計予算につきましては昨年のメンバーで見積もっております。それが今年度の4月に人事異動になって、それぞれ異動してきたりなどありましたので、それに合わせた補正が今回のものがございます。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。そのほかよろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、次に移ります。

◎いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについて

○議長（藤原光昭君） いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについて事務局の説明を求めます。

中村消防次長兼総務課長。

○消防次長兼総務課長（中村光宏君） 消防本部の中村です。

それでは、いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについてご説明いたしますので、資料ナンバー3をお願いいたします。座らせてご説明させていただきます。

1 ページをお開き願います。

1、提案理由についてご説明いたします。複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防事務の高度化及び消防力の強化を図るため、消防通信指令に関する事務を共同で管理し、執行することを目的とし、岩手県内10消防本部において協議会を設置することについて協議しようとするものです。

2、参加消防本部につきましては、盛岡地区広域消防組合、宮古地区広域行政組合、釜石大槌地区行政事務組合、奥州金ヶ崎行政事務組合、久慈広域連合、花巻市、北上地区消防組合、遠野市、陸前高田市、二戸地区広域行政事務組合の10消防本部となります。

3、協議会の名称は、いわて消防通信指令事務協議会となります。

4、協議会の規約につきましては、この後ご説明いたします。

5、議決を求める理由につきましては、地方自治法第252条の2の2第3項の規定によるものでございます。

参考として、資料の末尾に協議会の設置に関する地方自治法の抜粋を添付しておりますので、後ほどご覧願います。

次に、いわて消防通信指令事務協議会規約についてご説明いたしますので、2ページをお開き願います。

いわて消防通信指令事務協議会規約、第1条は、協議会の目的について定めるものです。第2条は、協議会の名称について定めるものです。第3条は、協議会を設ける市、一部事務組合及び広域連合について定めるものです。第4条は、協議会の担任する事務について定めるものです。第5条は、協議会の事務所について定めるものです。第6条は、協議会の組織について定めるものです。第7条は、会長について定めるものです。第8条は、委員について定めるものです。第9条は、職員について定めるものです。

3ページをお願いいたします。

第10条は、事務処理のための組織について定めるものです。第11条は、会議について定めるものです。第12条は、会議の招集について定めるものです。第13条は、会議の運営について定めるものです。第14条は、関係団体の長等の名においてする事務の管理及び執行について定めるものです。

4ページをお願いいたします。

第15条は、経費の支弁の方法について定めるものです。第16条は、財産の取得、管理及び処分の方法について定めるものです。第17条は、その他の財務に関する事項について定めるものです。第18条は、協議会解散の場合の措置について定めるものです。第19条は、協議会の規程について定めるものです。

附則として、この規約は令和4年4月1日から施行するものです。

以上で、いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 消防長の小林でございます。

ただいま中村次長より、協議会の設置の協議について説明がありましたけれども、私のほうから、この共同運用の整備について少し説明をさせていただきたいと思っております。

共通インターフェースの問題についてです。この件につきましては、議員の皆様には大変ご心配をおかけしております。この共通インターフェースにつきまして、改めて説明をさせていただきたいと思っております。

今回の共同運用で整備する設備につきましては、大きく分けて指令システムと無線、この2つになりますけれども、今回の整備に当たっては、指令システムのメーカー、あとは無線のメーカー、これが同じになります。システムと無線を一体として、1つのメーカーとの契約となります。したがって、問題となっておりますメーカーが異なる場合に必要となる共通のインターフェースは必要がないものとなります。今後メーカーにより共通インターフェースが開発されたとしても、今回の共同運用に係る整備に変更や影響はございませんので、この点をご理解をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま補足の説明もございました。これについてご質問ございますか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 疑問ではないのですが、ちょっと私も誤解をせずと聞いていたのは、インターフェースの技術を完成させるために一生懸命取り組んでいるなどの議

論があったために、そういうものが開発された上でそれを利用するというか、それほど
のぐらゐの値段になるのだとか、そういうふうなことをちょっと議員の間でも休憩の
とき議論したのですが、今の消防長の話だと、指令システム、無線システムも同じメー
カーが対応すると。したがって、インターフェースを云々というのは基本的にはないとい
う説明で、私はそれでよく分かったので、ちょっと違う認識をしていたので、そのことは
一言言っておいたほうがいいのかなど思っていたので、その意見でした。

○議長（藤原光昭君） 説明を求めないのですね。

ほかございませんか。

豊間根議員。

○10番（豊間根 信君） 今、落合議員からも質問ありましたが、インターフェースに
必要なものは、それはメーカーが統一性を持った中でシステムを構築するということ
で要らないという説明だったと思うのですが、そうしますと、もともとの話は、国が定め
るインターフェースという部分に、全指令システムというか各地域で共通のベースの中
で乗っかっていけば、後々いろんな意味で幅広い展開が出てくるのではないかと、そう
いう期待でございました。

そうしますと、念のために、国の共通のインターフェースはまだ開発、それから今後
の状況を注視するということになると思うのですが、もしそのようなインターフェース
が出てきても、今回の場合にはこの同じシステムの中での運用ということをして耐用年度
まで持っていくと。それとも、途中で国でこういうふうな形が、インターフェースが指針
として国というか消防庁というか、そういうふうな方向性が出てきた場合には、またそ
ういう部分では、変更という部分もあり得るのかと。その可能性についてちょっとお聞
きします。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 実際この事業が来年度、令和4年度から早速始まります。です
ので、今後、途中で共通のインターフェースが開発されても、今回の契約というか事業
には影響がなく、そのままシステムと無線は一つのメーカー、一体とした部分の契約で
事業は進むこととなります。

○議長（藤原光昭君） 豊間根議員。

○10番（豊間根 信君） それは分かります。メーカーを統一した中で、全てのものを
そこの中で一つの形としてやっていくということで不都合はないと。それは分かりまし
た。

今後の話の部分で、国が例えばいろいろな形のインターフェースを、形をつくり上げ
た場合に、国からそのようなインターフェースに途中で今のインターフェースをつなぎ
なさいよと、そういうときも来るのか、来ないのかなど。それを併せた中で、そのとき
に岩手県独自の機器、指令システムを併せた中の部分是对応もできるのだろうかという、
そういうふうな微妙なお話のところでもございましたので、消防長が話ししているとおり
のハードとソフト面の一体になった部分は、それはそれでよろしいと思いますけれども、
その可能性というものが、強制的な部分で国からそのシステムに入りなさいというこ
ともあるかどうかどうかと、その想定をお聞きしたわけです。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 現段階で、国からこういった場合とかという通知は出ておりませんので、今後の部分については、どうなるかというのはまだ不明だということしかお話しできないかと思います。

○10番（豊間根 信君） 分かりました。

○議長（藤原光昭君） そのほか。よろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

◎その他

○議長（藤原光昭君） それでは、ないようですので、その他、何かございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） ないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時28分閉会
